

独立行政法人大学入試センター問題点検第二部会規則

平成30年10月1日

規則第20号

改正 令和元年9月30日規則第49号

改正 令和2年3月31日規則第83号

改正 令和7年6月30日規則第12号

独立行政法人大学入試センター問題点検第二部会規則

(設置)

第1条 大学入学共通テスト企画委員会に、問題作成部会が作成した大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の問題について、その形式、表現及び各科目間の整合性、重複等を総合的に点検、照合するため、問題点検第二部会（以下「点検部会」という。）を置く。

(委員)

第2条 点検部会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、試験・研究統括官のほか次の各号のいずれかに該当する者のうちから、理事長が委嘱する。

一 試験・研究副統括官

二 大学、大学共同利用機関法人又は独立行政法人の教授等

3 前項第2号の委員の選考等に関する事項は別に定める。

(委員の任期)

第3条 前条第2項第2号の委員の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期を定めることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が1年に満たない場合は、必要に応じて1年を経過した日の属する年度の末日又は1年を経過した日以降最初の8月末日までとすることができる。

(点検部会長等)

第4条 点検部会に点検部会長を置き、試験・研究統括官をもって充てる。

2 点検部会長は、点検部会の会務を掌理する。

3 点検部会に副点検部会長を置くことができ、委員のうちから理事長が指名する。

4 副点検部会長は、点検部会長を補佐し、点検部会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(点検部会の招集)

第5条 点検部会は、理事長の求めに応じ、点検部会長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 点検部会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、点検部会長の決するところによる。

(点検部会の運営)

第7条 点検部会は、非公開で行う。

(秘密保持)

第8条 委員の氏名は、問題の点検、照合に関与した試験が実施される日の属する年度の末日まで、秘匿するものとする。

2 委員は、委員としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 理事長は、前項に違反する行為が存在する疑いがある場合には、点検部会長に対し必要な措置をとることを命ずるとともに、試験・研究統括官に調査を命ずることができる。また、調査結果に基づき違反行為が認定された場合は、その行為の態様に応じて、関係機関への通報、委員等への損害賠償の請求、被害拡大の防止などの必要な措置を講ずる。

(解嘱)

第9条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員が委員としての職務を遂行する上での義務違反その他委員たるに適しない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。なお、機関から派遣された委員等にあつては、解嘱の際、その理由を当該委員等の所属機関の長に報告する。

(試験問題調整官による補佐)

第10条 点検部会長は、試験問題調整官を点検部会に出席させ、点検部会における共通テストの問題の点検、照合を補佐させることができる。

(意見の具申等)

第11条 点検部会長は、共通テストの問題の点検、照合の結果を、理事長に報告する。

2 理事長は、前項の報告内容を、各教科・科目等別問題作成分科会の各分科会長に伝達する。

(庶務)

第12条 点検部会の庶務は、事業第二課において処理する。

(試験問題点検業務の監督)

第13条 理事長は、点検部会を適切に運営するため必要があると認めるときは、点検部会長に対し、改善に必要な措置をとることを求めることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、点検部会の運営に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日）

この規則は、令和7年7月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。